

総合評価点算定基準（履行確実性確認型）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋履行確実性評価点（0点又は-10点）

2 評価点の配点

価格点及び評価点の配点は、次のとおりとする。

価格点	100点
価格以外の評価点	25点
履行確実性評価点	0点又は-10点

3 価格点の算定方法

価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×（1－（入札価格－低入札調査基準価格）／予定価格）〔小数点以下第4位四捨五入〕

ただし、入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、入札価格を低入札調査基準価格と同額で算定する。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別紙評価項目について評価を行い算定する。

5 履行確実性評価点の算定方法

- （1）低入札調査基準価格以上の価格で入札を行なった者の履行確実性評価点は、履行確実性の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、履行確実性確認審査資料の提出を求めず0点とする。
- （2）低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の履行確実性評価点は、入札者が提出した履行確実性確認審査資料（添付書類を含む。）により、履行確実性確認審査資料作成要領に定める評価項目について評価を行い算定する。なお、必要に応じて、発注機関の長はヒアリングを行い評価に反映することができる。
- （3）前号の審査の結果、履行確実性の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと発注機関の長が認めるときには、履行確実性評価点を0点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると発注機関の長が認めるときには、履行確実性評価点を-10点とする。
- （4）履行確実性確認審査を辞退した者の履行確実性評価点は-10点とする。

6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱う。

配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

この場合、配置予定技術者の経験・能力の評価点は、得点合計が最も低いものをもって算定する。

【A-Iタイプ 土木関係建設コンサルタント業務】

評価区分		評価項目	配点
配置予定 技術者の 経験・能 力	業務主任技 術者	ア 技術者資格 評価基準日現在有効な技術者資格を評価する。	1.0点
		イ 同種・類似業務経験 評価基準日までに成果物引渡しを完了した同種・類似業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	2.0点
		ウ 地域精通度 当該事務所管内において評価基準日までに成果物引渡しを完了した土木関係建設コンサルタント業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	1.0点
	照査技術者	エ 技術者資格 評価基準日現在有効な技術者資格を評価する。	1.0点
技術提案	評価テーマ	オ 技術提案の評価 評価テーマごとの技術提案により評価する。	20.0点

【A-IIタイプ 建築関係建設コンサルタント業務（工事監理業務を除く。）】

評価区分		評価項目	配点
配置予定 技術者の 経験・能 力	業務主任技 術者	ア 技術者資格・業務経験年数 評価基準日現在、有効な技術者資格取得後の業務経験年数を評価する。	1.0点
		イ 同種・類似業務経験 評価基準日までに成果物引渡しを完了した同種・類似業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	2.0点
		ウ 地域精通度 当該事務所管内において評価基準日までに成果物引渡しを完了した建築関係建設コンサルタント業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	1.0点
	照査技術者	エ 技術者資格・業務経験年数 評価基準日現在、有効な技術者資格取得後の業務経験年数を評価する。	1.0点
技術提案	評価テーマ	オ 技術提案の評価 評価テーマごとの技術提案により評価する。	20.0点

【Bタイプ 建築関係建設コンサルタント業務（工事監理業務に限る。）】

評価区分		評価項目	配点
配置予定 技術者の 経験・能 力	業務主任技 術者	ア 技術者資格・業務経験年数 評価基準日現在、有効な技術者資格取得後の業務経験年数を評価する。	3.0点
		イ 同種・類似業務経験 評価基準日までに完成引渡しを完了した同種・類似工事の工事監理業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	10.0点
		ウ 地域精通度 当該事務所管内において評価基準日までに完成引渡しを完了した工事の工事監理業務を元請けとして受託した業務において、業務主任技術者（管理技術者）又は担当技術者として従事した経験を評価する。	2.0点
技術提案	評価テーマ	エ 技術提案の評価 評価テーマごとの技術提案により評価する。	10.0点